

令和7年度 山口県肥料価格高騰長期化対策応援事業助成細則

山口県農業協同組合中央会

制定 令和7年5月15日

第1条 総則

1 目的

この助成細則は、令和7年度 山口県肥料価格高騰長期化対策応援事業（以下「本事業」という。）において、J A、地域再生協、県戦略協、中央会が行う事務処理を定めるもの。

2 他の規程類との関係

本助成細則に定めのない事項については、「令和7年度 山口県肥料価格高騰長期化対策応援事業助成要領（以下「助成要領」という。）の定めによる。

3 用語の定義

用 語	定 義
支援対象者	助成要領における第4条 支援対象者および支援機関の1の支援対象者をいう。
J A	山口県農業協同組合をいう。
県戦略協	山口県地域農業戦略推進協議会をいう。
地域再生協	各地域の地域農業再生協議会（農業振興協議会、農業推進協議会を含む）をいう。
中央会	山口県農業協同組合中央会をいう。
支援機関	J A、県戦略協、地域再生協をいう。

4 事業申請等の基本フロー

支援対象者 ⇒ 地域再生協（J A・市町・農林） ⇒
地域再生協（事務局） ⇒ J A本所、県戦略協 ⇒ 中央会

第2条 支援対象者への周知

- 1 中央会は、本事業の募集にかかるチラシを制定のうえ、J Aおよび県戦略協、地域再生協あて周知を行う。
- 2 本事業にかかるチラシ、令和7年度 山口県肥料価格高騰長期化対策応援事業申請兼助成金請求書（以下「申請書」という）等を中央会ホームページに掲載する。
- 3 J A広報誌等を通じて周知を行う。
- 4 チラシ、申請書等は、各支援機関の窓口に備え置くこととする。

第3条 相談対応

本事業全般に対する相談および申請に関する支援については、各支援機関（地域再生協、JA）で対応するものとする。

なお、地域再生協においては、JA（各統括本部営農経済部）および市町（農政担当課）、農林（水産）事務所（農業部）の各担当者において支援対象者への申請支援を行うこととする。

第4条 申請書の受付

1 申請書の受付期間は、令和7年7月1日から令和7年8月29日までとする。

2 地域再生協における申請書の受付・確認

a 申請書の受付は、地域再生協とし、JA（各統括本部営農経済部）、農林（水産）事務所（農業部）、市町（農政担当課）で申請書の受付を行う。

b 受付部署は、支援対象者から提出を受けた申請書の記載や添付資料に不備がないかを確認のうえ、申請書の受付を行う。

【交付申請にかかる提出書類】

・令和7年度 山口県肥料価格高騰長期化対策応援事業申請兼助成金請求書

【様式1】

（添付書類）

・作付面積確認（「水稻細目書（写）」、「耕作証明書（写）」、「農業共済加入承諾書（写）」等）

地域再生協所有のデータ（水稻細目書データ等）により、申請書の作付面積の正当性を確認ができる場合、「事務使用欄」に合計面積、担当部署の記入、担当者印により添付書類を省略することを可とする。

・振込口座確認（通帳見開きページの写し等）

・申請時チェックシート

c 受付部署は、申請書チェックシートの各項目について確認を行う。

d 上記b及びcで確認した上で、「令和7年度 山口県肥料価格高騰長期化対策応援事業 受付簿」（様式2）に所定項目を記入する。申請書の事務処理欄に受付日および受付部署受付番号を記載する。

3 申請書類の送付

（1）受付部署は、申請内容について、不備がないことが確認され次第、地域再生協事務局（JA統括本部営農経済部）に送付する。

（2）地域再生協事務局は、申請書を、月3回（10日・20日・月末）で取りまとめ、「令和7年度 山口県肥料価格高騰長期化対策応援事業送付票」（様式3）を作成し、JA本所（営農経済事業本部、担い手支援対策部）、県戦略協へ申請書等の提出書類を送付する。

各再生協ごとの送付先は下表のとおりとする。

J A 本所対応部署	対象地域再生協
営農経済事業本部	周防大島、岩国、南すおう、周南、防府徳地、山口宇部
県戦略協	山口中央、美祢市、あぶらんど萩
担い手支援対策部	下関市、長門

- (3) J A 本所（営農経済事業本部、担い手支援対策部）、県戦略協は、「令和 7 年度 山口県肥料価格高騰長期化対策応援事業送付票」と申請書の件数を確認する。各申請書の事務処理欄に「J A 山口県」受付日を記入する。

第5条 助成決定と結果通知

- 1 J A 本所（営農経済事業本部、担い手支援対策部）、県戦略協は、受け付けた書類について、必要書類の添付漏れ等の不備がないか確認し中央会へ申請書等を送付する。
- 2 中央会は、申請内容の最終確認を行う。
- 3 中央会は、所定の権限に基づき、予算額を確認の上、助成の交付を決定する。
- 4 中央会は、「令和 7 年度 山口県肥料価格高騰長期化対策応援事業助成決定（支払）通知書」（様式 4）により支援対象者に助成決定を通知する。

第6条 助成金の支出

- 1 中央会は、交付決定者への支出を決定し、J A 本所の所定口座へ助成金を支出する。
- 2 J A 本所は、所定の権限に基づき、助成金の支出を支援対象者へ行う。

第7条 助成金の不交付

申請後、助成決定までに支援対象者が死亡によって営農を継続できなくなった場合は、助成金の不交付を決定する。

第8条 地位の承継

支援対象者が死亡した場合において、その承継人が申請のあった内容で営農を継続する意思があるときは、「令和 7 年度 山口県肥料価格高騰長期化対策応援事業助成金受取口座変更届」（様式 5）を提出し、中央会の承認を受けて地位を承継することができる。

附則 この実施細則は、令和 7 年 5 月 15 日から適用する。